

◎母子家庭の母及び父子家庭の父の就

業の支援に関する特別措置法

(平成二四年九月一四日法律第九二号(衆))

一、提案理由(平成二四年九月六日・衆議院本会議)

○池田元久君 たいだいま議題となりました各案について申し上げます。

……(略)……
次に、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、子育てと就業との両立が困難であること等の母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情を考慮し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じようとするものです。

その主な内容は、

第一に、厚生労働大臣及び都道府県等は、母子及び寡婦福祉法に基づく基本方針及び自立促進計画について、母子家庭の母

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法

及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと、

第二に、国は、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする事、

第三に、国等は、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品、役務を調達するように努めなければならないこと
等です。

本案は、昨日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものです。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二四年九月七日)

○小林正夫君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……(略)……
次に、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する

特別措置法案は、母子家庭の母及び父子家庭の父が子育てと就業との両立が困難であること等の特別の事情に鑑み、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子及び寡婦福祉法に基づく基本方針及び自立促進計画において就業確保支援のための特別の配慮をすること、国は民間事業者に対し、優先雇用など就業促進のための協力を求めること、国等は母子福祉団体等からの物品等の受注機会の増大を図るよう努めなければならないことを定める等、就業支援に関する特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長池田元久君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。